

第29回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議次第

日時：2021年8月26日（木）

午前10時から午前11時まで

場所：愛知県議会議事堂 5階 大会議室

1 挨拶

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

【配付資料一覧】

資料1：「緊急事態宣言」発出にあたり県民・事業者の皆様へのメッセージ

資料2：愛知県緊急事態措置の概要

資料3：愛知県緊急事態措置 県民・事業者の皆様へのお願い

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：愛知県のワクチン接種の状況

参考資料3：R & B ホテル名古屋新幹線口における新型コロナウイルス感染症の軽症者等の受入れについて

参考資料4：東横 INN 三河安城駅新幹線南口 I における新型コロナウイルス感染症の軽症者等の受入れ再開について

参考資料5：新型コロナワクチン大規模集団接種会場の開設期間延長について

参考資料6：妊婦に対する新型コロナワクチン接種について

参考資料7：新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ促進及び、医師が延期可能と判断した入院・手術の一時延期について

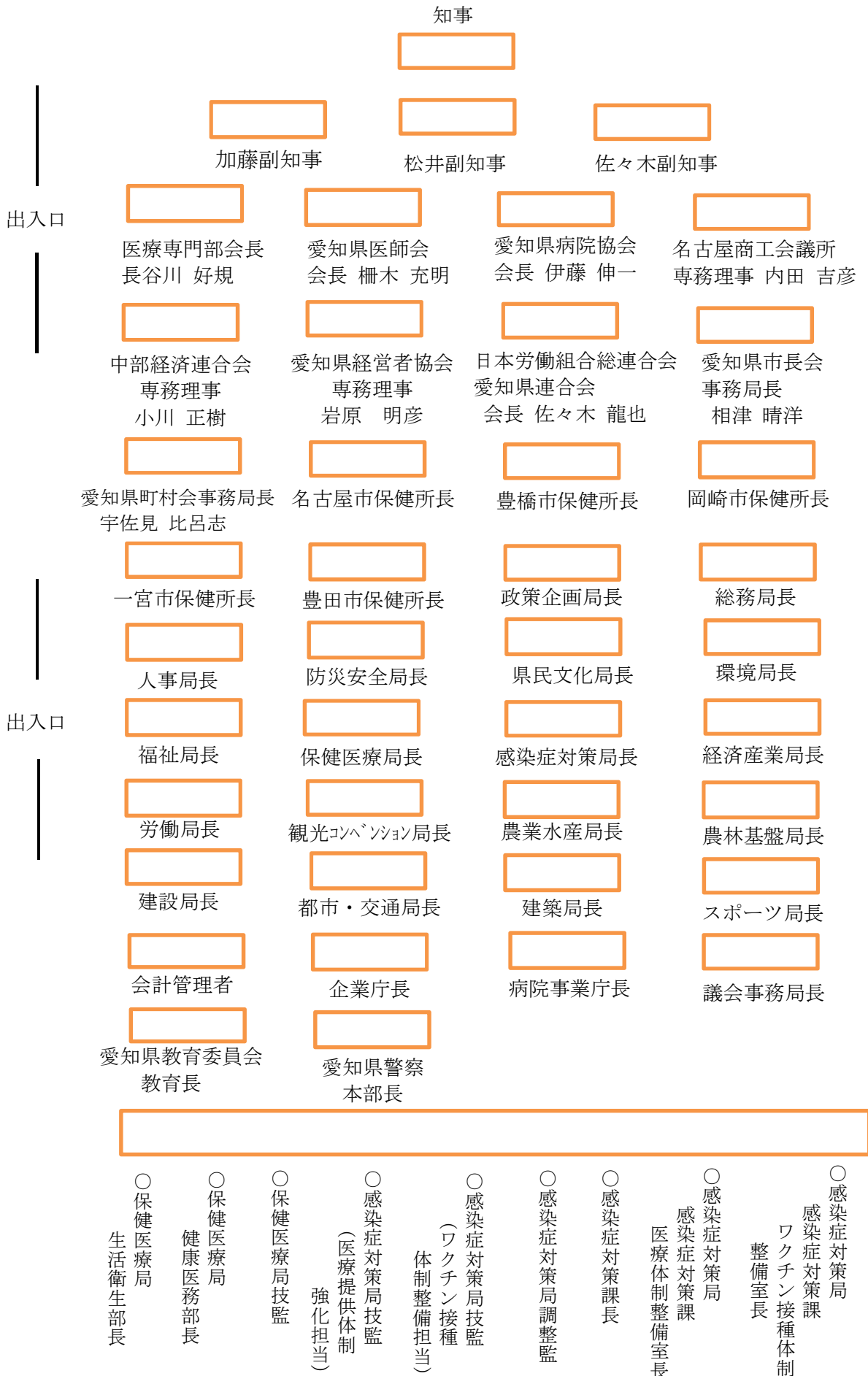
第 29 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	おがわ まさき 小川 正樹
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会 長	ささき たつや 佐々木 龍也
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	うきみ ひろし 宇佐見 比呂志
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	あさい きよふみ 浅井 清文
豊橋市保健所	所 長	むい かよ 撫井 賀代
岡崎市保健所	所 長	はっとり さとる 服部 悟
一宮市保健所	所 長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所 長	たけうち きよみ 竹内 清美

第29回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



「緊急事態宣言」発出にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県においては、8月8日から、まん延防止等重点措置により、不要不急の外出自粛や、飲食店等への営業時間の短縮要請、措置区域内での酒類提供の取り止めなど、新型コロナウイルス感染症の再拡大の防止に取り組んでまいりました。

しかし、デルタ株への置き換わりが進む中、本日、1日の新規陽性者数が、過去最多の1,811人となるなど急激な増加が続き、入院患者数や重症者数も増加し、医療提供体制は厳しさを増しております。

このような状況の中、本日、8月27日から9月12日までの17日間の緊急事態宣言が本県に対し発出されました。

このため、国の基本的対処方針に基づき、愛知県全域の飲食店等に対する休業・営業時間短縮要請、大規模商業施設等に対する入場者の整理等の要請など、改めて感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、医療提供体制については、新たな宿泊療養施設を順次開設するなど、万全の体制を確保してまいります。

さらに、感染症まん延防止の切り札である新型コロナワクチン接種については、市町村の集団接種・個別接種に加え、県の大規模集団接種、企業等の職域接種などにより、1日でも早く、1人でも多くの方にワクチン接種を受けていただけるよう、引き続き、全力で取り組んでまいります。

オール愛知一丸となって、新型コロナウイルス感染症の第5波を克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

- 1 **実施区域** 愛知県全域
- 2 **実施期間** 8月27日（金）から9月12日（日）までの17日間
- 3 **要請事項** 別紙「愛知県緊急事態措置」にご協力をお願いします。

2021年8月25日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県緊急事態措置の概要

○実施区域

愛知県全域(措置区域:39市町、措置区域以外:15市町村)

⇒愛知県全域

○実施期間

8月27日(金)～9月12日(日) 17日間

県民・事業者の皆様へのお願い

○飲食店等に対する営業時間短縮の要請

措置区域:5時～20時(酒類提供は中止)

措置区域以外:5時～21時(酒類提供は一定の要件を満たした場合に限り21時に閉店できるよう余裕をもってストップできるよう提供)

⇒愛知県全域:休業又は営業時間の短縮

(酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合は20時までの営業時間短縮)

○飲食店等以外に対する営業時間短縮の要請及び働きかけ

措置区域:5時～20時(1,000㎡超:協力要請、1,000㎡以下:働きかけ)

措置区域以外:5時～21時(働きかけ)

⇒愛知県全域:5時～20時(1,000㎡超:協力要請、1,000㎡以下:働きかけ)

○大規模商業施設や百貨店の地下の食品売り場等における感染拡大防止対策の強化

・大規模商業施設や百貨店の地下の食品売り場等における入場者の整理等(整理・誘導、人数管理・人数制限等)を要請

○テレワークの徹底

休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進

⇒「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の徹底

○イベントの開催制限

[大声なし]収容定員100%以内、かつ、5,000人以内

[大声あり]収容定員50%以内、かつ、5,000人以内



50%以内、かつ、5,000人以内

○学校等の感染拡大防止対策の強化

- ・時差登校、分散登校を積極的に検討
- ・オンラインによる学習支援
- ・部活動については、校内のみの活動とし、公式戦等への参加は慎重に検討
- ・修学旅行等の校外行事は、中止又は延期

○東京 2020 パラリンピック競技大会開催に向けた感染拡大防止対策

- ・東京 2020 パラリンピック競技大会期間中、東京都を始めとするパラリンピック開催地域への移動の自粛
- ・やむを得ず移動する場合は、目的地との直行・直帰
- ・パブリックビューイングを始め、職場や学校、飲食店等で多くの人が集まるパラリンピック競技大会関連の観戦イベントの自粛

県の取組

○医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進

- ・新たな宿泊療養施設の順次開設
- ・体調が悪化した自宅療養者等に対する速やかな医療体制の確保
- ・市町村の集団接種・個別接種に加え、県の大規模集団接種、企業等の職域接種などにより、若い世代や現役世代、妊産婦を含め多くの方にワクチン接種を促進

○飲食店等に対する見回り活動の実施

- ・飲食店等の休業要請・営業時間短縮要請の協力状況を確認
- ・休業要請・営業時間短縮要請に応じない飲食店等に対しては、特措法第45条第3項に基づく命令等、必要な措置を実施

○第三者認証制度「ニューあいちスタンダード」制度の取得促進

- ・「あいスタ」認証店に、CO²モニター等の感染防止対策に必要な資機材を配付

○大規模商業施設における感染防止対策の実施状況の確認

- ・大規模商業施設における入場者の整理等(整理・誘導、人数管理・人数制限等)感染防止対策の実施状況を確認

○岐阜県・三重県との連携

- ・3県知事による感染拡大防止に向けた県民・事業者への共同メッセージの発出

愛知県緊急事態措置

県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2021年 8月27日(金)～9月12日(日)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針とし、飲食の場を避ける観点から、飲食店等に対する休業要請又は営業時間短縮要請、不要不急の外出自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 感染力の強いデルタ株などの変異株を嚴重に警戒し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合(※)を除き、日中も含め、外出の自粛を要請します。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 特に、人出の半減を目指して、混雑した場所等への外出の自粛を強く要請します。
- 20時以降の不要不急の外出自粛を強く要請します。
- 外出は、すいた時間と場所を選んで、人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、ステイホームをお願いします。
- 20時以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。
- 外出する必要がある場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えてください。
- 法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動については自粛を要請します。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えてください。
- 特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が適用されている都道府県への不要不急の移動は自粛してください。
- ③ **高齢者等への感染拡大の防止**
 - 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人の距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
 - これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。
- ④ **基本的な感染防止対策の徹底**
 - 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
 - 飲食を伴う会合、大人数・長時間での会合は回避してください。少人数・短時間でも「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、絶対にやめていただくようお願いします。
 - どうしても会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」、飲食する時だけマスクを外し、会話の際にはマスクを着ける「マスク会食」を徹底、ガイドラインを遵守した「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、換気が良く、座席間隔も十分で、アクリル板も設置され、混雑していない店を利用してください。
 - ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、必要な外出は短時間とし、別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
 - タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
 - 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
 - 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
 - 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

II. 事業者の皆様へのお願い

- ⑤ **飲食店等に対する休業要請又は営業時間短縮等の要請**

ア 休業の要請(法第45条第2項に基づく要請)

- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(「別表1」に定める施設。飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)に対し、休業を要請します。

・要請期間 8月27日(金)から9月12日(日)までの17日間

イ 営業時間短縮等の要請(法第45条第2項に基づく要請)

- 上記ア以外の飲食店(「別表2」に定める施設。宅配・テイクアウトを除く。)に対し、次のとおり要請します。

・要請期間 8月27日(金)から9月12日(日)までの17日間

・営業時間 5時から20時まで(酒類及びカラオケ設備の提供は取り止めること。酒類の店内持込みは認めないこと。)

・感染防止対策

- (1) 従業員への検査勧奨
- (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
- (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (4) 手指の消毒設備の設置
- (5) 施設の消毒
- (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)
- (8) 施設の換気
- (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

※入場整理等を行う場合は、入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するようお願いします。

ウ 結婚式場に対する働きかけ

- できるだけ短時間(例えば1.5時間以内)で、なるべく少人数(50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方)で開催するようお願いします。

⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

- 「別表3」に定める施設に対し、次のとおり要請します。

・要請期間 8月27日(金)から9月12日(日)までの17日間

・要請内容 「別表3」のとおり。

特に、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、別表4の対策をお願いいたします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いいたします。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底を要請します。さらに、高齢者入所施設等においては集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いいたします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。
- 利用者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いいたします。

⑧ テレワークの徹底等

- 事業者は、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の徹底をお願いいたします。また、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するよう要請します。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するようお願いいたします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、社員寮等の集団生活の場での対策、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の三密を防ぐ取組の徹底をお願いいたします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。

- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底や、歓送迎会を始めとする会食・飲食の自粛を呼び掛けていただくようお願いいたします。

⑩ 屋外照明の夜間消灯

- 屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表5の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、開催を21時までとし、参加者に対するイベント前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。
- 感染拡大地域(緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域)とその他の地域との往来を含め、都道府県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省などは、家族や友人等とも慎重に相談し、原則中止(行かない・呼ばない)・延期の選択をお願いします。
- どうしても都道府県を移動する必要がある場合には、行先では感染しない、広げない対策を徹底し事前のPCR検査も活用してください。

⑬ 学校等での対応

- 感染力の強いデルタ株などの変異株を厳重に警戒し、学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手洗い・換気・マスク着用、食事中の会話禁止(会話は食事後にマスクを着けてから)等の感染防止対策をこれまで以上に徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等の登校や活動参加を控えるようお願いします。

- 時差登校、分散登校の積極的な検討をお願いします。
- オンラインによる学習支援を進めてください。
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 部活動については、校内のみの活動とし、公式戦等への参加は慎重に検討してください。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底(体調不良の際は登校しない・させない)、不要不急の外出を避け可能な限り速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛等の対応をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事は、中止又は延期するようお願いいたします。

⑭ 東京 2020 パラリンピック競技大会期間中の感染拡大防止対策

- 東京 2020 パラリンピック競技大会期間中の東京都・首都圏を始めとする開催地域への移動の自粛を強くお願いします。
やむを得ず移動する場合は、目的地との直行・直帰をお願いします。
- 東京 2020 パラリンピック競技大会の応援は、家族など普段から会う人と自宅でテレビ観戦して行い、パブリックビューイングを始め、職場や学校、飲食店等で多くの人が集まったの観戦イベントについては、やめていただくようお願いします。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 新たな宿泊療養施設を順次開設するとともに、体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 新型コロナワクチン接種については、市町村の集団接種・個別接種に加え、県の大規模集団接種、企業等の職域接種などにより、若い世代や現役世代、妊産婦を含め多くの方に接種を促進します。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、国に協力し、PCR検査等(モニタリング検査)の円滑な実施に努めます。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表6」の相談窓口

やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。

- ⑤アの休業の要請に応じた事業者及び⑤イの営業時間短縮等の要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。
- 飲食店等に対する休業要請・営業時間短縮要請等の協力状況を確認します。また、休業要請・営業時間短縮要請に応じない飲食店等に対しては、法第45条第3項に基づく命令等、必要な措置を行います。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。また、「あいスタ認証店」には、CO²モニター等の感染防止対策に必要な資機材を配付します。
- 大規模商業施設における入場者の整理等(整理・誘導、人数管理・人数制限等)感染防止対策の実施状況を確認します。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1 感染リスクが高まる「5つの場面」

場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、話し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、拍動数の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり雑談が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をするだけで、飛沫感染やマイクロ粒子感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、早カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間こわたり個別空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の急変により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1 休業を要請する施設

施設の種類	施設	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する 飲食店 (利用者による酒類の店内持ち込みを認めている店を含む)	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	休業要請 (酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)
酒類又はカラオケ設備を提供する 遊興施設 (利用者による酒類の店内持ち込みを認めている店を含む)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設(飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。)	

別表2 営業時間の短縮等を要請する施設

施設の種類	施設	要請内容
酒類を提供せず、かつ、カラオケ設備を使用しない 飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	・営業時間短縮(5時～20時) ・入場整理等の感染防止対策
酒類を提供せず、かつ、カラオケ設備を使用しない 遊興施設	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	

別表3 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけを行う施設及び要請内容

施設		緊急事態宣言での措置
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内（別表5参照） 5時から21時までの営業時間短縮要請 ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は、 1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※4：映画館については、 1000平米超：5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	人数上限5000人かつ収容率50%以内（別表5参照） 1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

施設		緊急事態宣言での措置
第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請（生活必需物資を除く。）、入場者の整理等の要請（*）及び店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

（*）大規模商業施設に対して法第45条第2項により、百貨店の地下の食品売り場等に対して法第24条第9項により、入場者の整理等（整理・誘導、人数管理・人数制限等）を要請します。なお、対象施設及び要請内容等の詳細については、県Webページを参照してください。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>)

別表4

当 面 の 間 の 飲 食 業 の 在 り 方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

(参考出典)2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表5 イベントの開催制限

感染状況に応じたイベント開催制限等について

イベントの開催制限

収容率	人数上限	営業時間短縮
50%	5,000人	21時

- (注) ・ 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)
 ・ 収容人数が設定されていない場合は十分な人と人との距離(1m)を確保できること

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)	
① 適切なマスク着用徹底	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う *隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等) *大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
④ 手洗の徹底	・こまめな手洗の徹底を促す
⑤ 消毒	・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥ 換気	・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気 (1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け) ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限り。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)	
⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外 (例: 観客席等) は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ (COCOA) のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励 (アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入)
⑫ 演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安 (人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう) を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

別表6 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮 要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・ カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業 時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮 要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/383633.pdf		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市	

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態
宣言

愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態措置

対象区域：愛知県全域

実施期間：8月27日から9月12日まで・17日間

「愛知県緊急事態措置」の対策

県民	①不要不急の行動の自粛	特に人出の半減を目指して外出を自粛
	②県をまたぐ不要不急の移動自粛	特に緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	4人まででマスク会食
事業者	⑤飲食店等に対する休業要請又は営業時間短縮等の要請	休業要請: 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 時短要請: 上記以外の飲食店に20時まで
	⑥飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ	営業時間短縮要請: 20時まで 大規模商業施設等に対する入場者の整理等の要請
	⑦業種別ガイドラインの遵守等	高齢者施設での対策徹底
	⑧テレワークの徹底等	出勤者数7割削減目標
	⑨職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
	⑩屋外照明の夜間消灯	防犯対策に必要なもの等を除き消灯
その他	⑪イベントの開催制限等	50%+5,000人以下・21時まで
	⑫行事等での対策	不要不急の旅行は中止・延期
	⑬学校等での対応	部活動は校内のみ、公式戦への参加は慎重に
	⑭東京2020パラリンピック期間中の対策	開催地への移動・パブリックビューイングの自粛
県	○宿泊療養施設の順次開設、ワクチン接種の促進	○あいスタ認証店に感染防止資機材を配布

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 日中も含め不要不急の外出自粛を徹底
- 特に人出の半減を目指して混雑した場所への外出自粛
- 20時以降の外出を自粛
- 感染対策が徹底されていない飲食店や、休業要請又は営業時間の短縮の要請に応じない飲食店の利用自粛
- 路上・公園等における集団での飲酒などは自粛

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 不要不急の移動自粛
- 特に緊急事態措置・まん延防止等重点措置の区域

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 高齢者・基礎疾患のある方に配慮
- 感染リスクの高い施設を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 4人まででマスク会食
- 三密は避け、必要な外出は短時間で



内閣官庁HP掲載イラストを加工

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤-1 飲食店等に対する休業要請・営業時間短縮等の要請

地域	愛知県全域		
期間	8月27日（金）～9月12日（日）		
対象施設 要請内容	【飲食店】 飲食店、喫茶店 等 （宅配・テイクアウトサービスは除く）	酒類提供又は カラオケ設備を 提供する場合	休業要請
	【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生 法の飲食店営業許可を受けている施設 （飲食業の許可を受けていないカラオケ 店を含む。）	酒類提供かつ カラオケ設備を 提供しない場合	時短要請 （5時～20時）

インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、休業要請・営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理や酒類提供・カラオケ設備使用は自粛を要請。

⑤-2 休業要請・時短要請に係る協力金

対象エリア

愛知県全域

期間

8/27～9/12(17日間)

協力金
(1店舗1日あたり)

【飲食店等】

○中小企業

売上高に応じて4万円～10万円

○大企業

愛知県全域：売上高減少額の4割（最大20万円）

【カラオケ店※】

一律2万円

※飲食業の許可を受けていない店舗（床面積1,000㎡以下）が休業要請に応じた場合

主な
支給要件

●休業要請又は時短要請に応じた場合に協力金を支給

①業種別ガイドラインを遵守

②「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証を受け、
認証ステッカーを掲示

又は

安全・安心宣言施設に登録、PRステッカーとポスターを掲示

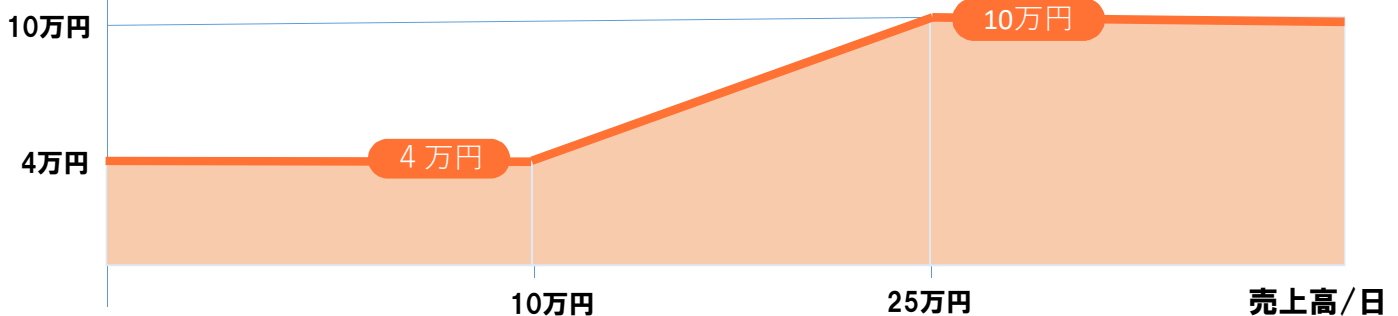
③酒類及びカラオケ設備の提供の取り止め（酒類の持込みを含む）

⑤-3 休業要請・時短要請に係る協力金

[中小企業] 1店舗・1日あたり(売上高は前年度または前々年度の売上高を用いる)

売上高/日 およその年売上高	～10万円 ～4,000万円	10万円～25万円 4,000万円～1億円	25万円～ 1億円～
協力金の額 (店舗・日)	4 万円	4万円～10万円 (1日あたり売上高の40%)	10 万円

協力金/店舗・日



[大企業] 1店舗・1日あたり（売上高減少額は、今年度と前年度または前々年度の売上高と比較）

売上高減少額の4割（最大20万円）

※中小企業においてもこの方式を選択可

⑥-1 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

期間

8月27日(金)～9月12日(日)・17日間

主な対象施設	主な要請内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 集会場、公会堂 等	・人数上限5000人かつ収容率50%以内 ・5時から21時までの時短要請 ※イベント開催以外の場合は、 1000㎡超 : 5時から20時までの時短要請 1000㎡以下 : 5時から20時までの時短働きかけ
展示場、貸会議室、文化会館 等	※映画館については、 1000㎡超 : 5時から21時までの時短要請 1000㎡以下 : 5時から21時までの時短働きかけ
ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分)	
体育館、スケート場、水泳場、 スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等	・人数上限5000人かつ収容率50%以内 ・1000㎡超 : 5時から20時までの時短要請 ・1000㎡以下 : 5時から20時までの時短働きかけ ※イベント開催の場合は5時から21時までの時短要請
博物館、美術館、科学館 等	
マージャン店、パチンコ屋 等	・1000㎡超 : 5時から20時までの時短要請 ・1000㎡以下 : 5時から20時までの時短働きかけ
個室ビデオ店、射的場 等	
スーパー銭湯、ネイルサロン 等	
大規模小売店、ショッピングセン ター、百貨店、家電量販店 等	・1000㎡超 : 5時から20時までの時短要請 ※入場者の整理等(整理・誘導、人数管理・人数制限等)の要請 ・1000㎡以下 : 5時から20時までの時短働きかけ
スーパー、コンビニ 等	・感染防止対策の徹底

⑥-2 大規模施設等に対する協力金

期 間	8/27～9/12(17日間)※緊急事態措置期間	
地 域	愛知県内全域	
協 力 金	大規模施設	テナント・出店者
対 象 事業者	特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請を行った1,000㎡超の施設を運営する事業者(例)百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借等することにより、当該施設に來場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等(飲食店等の協力金交付者は除く)
1日あたりの支給額	自己利用部分面積 1,000㎡毎に20万円/日に 「短縮した時間/本来の営業時間」を 乗じた額 ※国の規定によるテナント数等に応じた追加支給あり	店舗等面積 100㎡毎に2万円/日に 「短縮した時間/本来の営業時間」 を乗じた額

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 業種別ガイドラインの遵守、徹底
- 高齢者を守る8つのポイントを徹底

⑧ テレワークの徹底等

- 出勤者数7割削減目指す休暇取得の促進、テレワーク徹底等
- 20時以降の勤務抑制

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 休憩室等の「居場所の切替わり」に注意

⑩ 屋外照明の夜間消灯

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

事業者における開催制限

内容	人数上限50%+5,000人以下
その他	○開催時間:21時まで ○イベント前後の飲食自粛周知 ○参加者は人との距離確保等対策徹底

⑫ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事は感染防止対策を徹底
- 不要不急の旅行等の原則中止・延期

⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を徹底し教育活動継続
- 時差登校、分散登校の積極的な検討
- オンラインによる学習支援
- 部活動は校内のみ、公式戦等への参加は慎重に
- 修学旅行等の校外行事は、中止又は延期

⑭ 東京2020パラリンピック期間中の感染拡大防止対策

- 東京都・首都圏等開催地への移動自粛
- やむを得ず移動する場合は目的地との直行・直帰
- パブリックビューイングの自粛

IV. 県の取組

- 新たな宿泊療養施設を順次開設
- 自宅療養者等に対する速やかな医療体制の確保
- 市町村の集団接種・個別接種、県の大規模集団接種、企業の職域接種等によりワクチン接種を促進
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及
- あいスタ認証店にはCO²モニター等の感染防止対策に必要な資機材を配布
- 大規模商業施設における入場者の整理などの感染防止対策を確認



愛知県の新型コロナウイルス感染者の年代別内訳

	第5波 (2021年7月21日～)		第4波 (2021年3月31日～ 7月20日)	第3波※ (2020年10月21日～ 2021年3月30日)	第2波 (2020年7月～8月)	第1波 (2020年2月～4月)
	8月25日	累計 (割合)	累計 (割合)	累計 (割合)	累計 (割合)	累計 (割合)
10歳未満	130人	1,198人 (5.9%)	1159人 (4.6%)	747人 (3.5%)	106人 (2.6%)	15人 (3.1%)
10歳代	280人	2,706人 (13.2%)	2510人 (10.0%)	1520人 (7.1%)	261人 (6.4%)	12人 (2.5%)
20歳代	558人	6,623人 (32.4%)	5949人 (23.8%)	4563人 (21.2%)	1334人 (32.8%)	82人 (17.0%)
30歳代	306人	3,483人 (17.0%)	3772人 (15.1%)	2976人 (13.8%)	641人 (15.7%)	56人 (11.6%)
40歳代	254人	3,130人 (15.3%)	3783人 (15.1%)	2919人 (13.6%)	539人 (13.2%)	66人 (13.7%)
50歳代	178人	2,196人 (10.7%)	3142人 (12.6%)	2857人 (13.3%)	446人 (11.0%)	83人 (17.3%)
60歳代	50人	602人 (2.9%)	1849人 (7.4%)	1943人 (9.0%)	231人 (5.7%)	66人 (13.7%)
70歳代	36人	294人 (1.4%)	1438人 (5.8%)	1986人 (9.2%)	277人 (6.8%)	49人 (10.2%)
80歳代	17人	177人 (0.9%)	945人 (3.8%)	1511人 (7.0%)	183人 (4.5%)	45人 (9.4%)
90歳代	2人	44人 (0.2%)	418人 (1.7%)	456人 (2.1%)	49人 (1.2%)	7人 (1.5%)
100歳以上	0人	4人 (0.0%)	11人 (0.0%)	17人 (0.1%)	3人 (0.1%)	0人 (0.0%)
全体	1,811人	20,457人	24,976人	21,495人	4,070人	481人

(70歳代以上) 55人 (3.0%) 519人 (2.5%) 2812人 (11.3%) 3970人 (18.5%) 512人 (12.6%) 101人 (21.0%)

(感染経路不明) 1,054人 (58.2%) 11,328人 (55.4%) 11,643人 (46.6%) 9,057人 (42.1%) 2,174人 (53.4%) 123人 (25.6%)

※65歳以上の感染者 72人 (4.0%)

※ 豊橋市347例目(高齢者)は、年代別内訳に含まない

愛知県の感染者の症状別状況

○ 感染者数に占める重症・中等症の内訳

第1波（2月～4月）	154人	(32.0%)
第2波（7月～8月）	444人	(10.9%)
第3波（10月21日～3月30日）	2565人	(11.9%)
第4波（3月31日～7月20日）	2371人	(9.5%)
第5波（7月21日～）	968人	(4.7%)

区分	感染者数	軽症等	中等症	重症
第1波（2月～4月）	481人	327人	99人	55人
5月～6月	38人	30人	8人	0人
第2波（7月～8月）	4070人	3626人	359人	85人
9月～10月20日	1178人	991人	160人	27人
第3波（10月21日～3月30日）	21496人	18931人	1854人	711人
第4波（3月31日～7月20日）	24976人	22605人	1666人	705人
第5波（7月21日～8月25日）	20457人	19489人	858人	110人

※重症：人工呼吸器・ECMO装着者又はICU入室者。重症には死亡を含む。

中等症：酸素吸入を実施した者又は肺炎と診断された者

軽症等：上記以外の者

愛知県内における新型コロナウイルス検査件数

2021年8月25日18時現在

検査日	検査件数（件）			陽性者数（人）	率（％）
	PCR検査	抗原検査	計		
2020年2月	618	—	618	27	4.4
3月	3,983	—	3,983	148	3.7
4月	6,612	—	6,612	311	4.7
5月	6,179	6	6,185	22	0.4
6月	3,369	173	3,542	17	0.5
7月	12,975	1,557	14,532	1,447	10.0
8月	28,757	4,939	33,696	2,644	7.8
9月	21,733	4,935	26,668	824	3.1
10月	22,021	4,996	27,017	890	3.3
11月	39,357	11,680	51,037	3,977	7.8
12月	66,611	25,059	91,670	6,451	7.0
2021年1月	79,676	31,918	111,594	7,353	6.6
2月	48,101	24,427	72,528	1,799	2.5
3月	50,758	30,091	80,849	1,552	1.9
4月	79,357	35,571	114,928	6,371	5.5
5月	118,345	46,399	164,744	13,642	8.3
6月	69,109	39,158	108,267	3,664	3.4
7月	59,026	40,696	99,722	3,185	3.2
8月1日（日）	1,032	700	1,732	141	8.1
8月2日（月）	2,884	1,865	4,749	267	5.6
8月3日（火）	3,032	1,668	4,700	367	7.8
8月4日（水）	3,372	1,542	4,914	368	7.5
8月5日（木）	3,023	1,353	4,376	386	8.8
8月6日（金）	3,290	1,274	4,564	449	9.8
8月7日（土）	2,279	788	3,067	379	12.4
8月8日（日）	1,517	539	2,056	264	12.8
8月9日（月）	1,639	826	2,465	245	9.9
8月10日（火）	3,414	1,955	5,369	550	10.2
8月11日（水）	4,252	1,740	5,992	748	12.5
8月12日（木）	4,588	1,585	6,173	613	9.9
8月13日（金）	4,209	1,458	5,667	718	12.7
8月14日（土）	3,826	1,063	4,889	619	12.7
8月15日（日）	2,390	974	3,364	529	15.7
8月16日（月）	4,838	2,339	7,177	1,195	16.7
8月17日（火）	5,929	2,380	8,309	1,309	15.8
8月18日（水）	6,542	2,381	8,923	1,435	16.1
計	778,643	328,035	1,106,678	64,906	5.9

*愛知県分（愛知県衛生研究所等）及び保健所設置市分（名古屋市衛生研究所等）の合計

*民間施設等の検査件数及び陽性者数を含んでいます（発表時点での把握数）。

*【参考】疑い例または患者の濃厚接触者として検査実施した人数は計1,033,304人。

*抗原検査は2020年5月13日付けの厚生労働省通知に基づき開始。

*陽性者数はその日に陽性確定した人数です（発表の人数とは異なります）。

*検査件数は、医療機関及び民間検査の件数の報告が1週間以内を目処に行われることとなっており、これに伴いこの間の陽性率が実態を表していないことから、1週間経過後に記すこととします。

○検査陽性者の状況

2021年8月25日18時現在

検査実施 人数※1	陽性者数 ※2	入院	軽症・ 無症状			入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院等	死亡
			中等症	重症	重症						
1,074,987人	72,696人	748人	433人	273人	42人	6人	393人	10,394人	1,815人	58,308人	1,032人
	確保病床入院者数	723人	(A)	うち重症	42人	(C)	(確保病床以外の入院者数25人うち重症0人)				
	確保病床数	1,570床	(B)		170床	(D)					
	病床使用率	46.1%	(A/B)		24.7%	(C/D)					

第5波（2021年7月21日～）

陽性者数	入院	軽症・ 無症状			入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院等	死亡
		中等症	重症	重症						
20,457人	740人	429人	269人	42人	6人	393人	10,394人	1,815人	7,089人	20人

第4波（2021年3月31日～2021年7月20日）

陽性者数	入院	軽症・ 無症状			入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院等	死亡
		中等症	重症	重症						
24,976人	8人	4人	4人	0人	0人	0人	0人	0人	24,557人	411人

※1 検査実施人数については、発表時点での把握数。なお、検査件数は1,150,059件。

※2 陽性者数については、中国人渡航者2人を除く。また、再感染142人、重複分12人及び発生届取り下げ52人については含めていない。

(注) 検査実施人数には県内において疑い例または陽性者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載

重症者の年代別内訳

※65歳以上は4人

年代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上	計
重症者数	1	5	8	15	9	4	0	0	0	42

○クラスターの感染

5,691人

	発生しているクラスター	終息したクラスター（9A～）
職場	9 M(19人)、9 P(24人)、9 S(11人)、9 T(14人)	
医療機関	9 D(57人)、9 I(32人)	9 A(35人)、9 B(20人)
高齢者施設等	9 G(14人)、9 J(12人)	9 E(13人)
保育施設・学校等	9 L(12人)、9 N(17人)、9 O(12人)、9 Q(23人)、9 R(12人)	9 F(24人)、9 K(10人)
繁華街の飲食店		
会食		
その他	9 U(22人)(飲食店)、9 V(13人)(飲食店)	9 C(10人)(スポーツチーム)、9 H(15人)(飲食店)

※上記以外の終息したクラスター A～8 Z (5,270人)

<参考> 検査陽性者の状況

陽性者数	入院	軽症・ 無症状			入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院	死亡
		中等症	重症	重症						
58人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	58人	0人

指標の推移

		→まん延防止等重点措置																				→嚴重警戒措置							
日付		6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
新規陽性者数		35	96	75	100	66	46	41	20	49	53	49	42	45	63	21	51	85	49	66	64	64	42	70	71	73	66	73	94
(1) 新規陽性者数※1		87.9	87.6	82.7	82.9	77.4	71.4	65.6	63.4	56.7	53.6	46.3	42.9	42.7	45.9	46.0	46.3	50.9	50.9	54.3	57.0	57.1	60.1	62.9	60.9	64.3	64.3	65.6	69.9
(2) 陽性率※2		2.9%	2.9%	2.7%	2.7%	2.6%	2.3%	2.2%	2.1%	1.9%	1.8%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%	1.7%	1.6%	1.7%	1.8%	1.8%	1.8%	1.9%	1.9%	2.1%	2.1%	2.1%	2.3%
(3) 入院患者数※1		602.1	575.9	547.6	517.1	487.4	458.6	430.4	406.3	379.4	354.1	335.7	317.9	300.1	282.6	266.1	252.6	239.0	226.0	215.9	208.1	201.1	193.7	187.4	185.9	184.4	185.4	186.3	188.1
(参考1) 重症者数※1		54.1	49.7	46.4	43.4	41.0	38.1	35.0	32.7	30.3	28.9	27.1	24.7	22.9	21.4	20.1	18.1	16.1	14.7	14.4	14.1	13.9	13.9	14.0	14.3	14.1	13.7	13.1	12.6
(参考2) 新規高齢者数※1,※3		12.3	10.9	9.3	8.7	6.3	6.9	6.3	5.6	5.3	5.3	5.0	4.7	3.6	4.7	4.4	4.0	4.3	4.1	4.6	4.7	5.7	7.0	8.1	7.7	8.0	7.3	7.7	7.6

		→第5波														→指標の変更			→まん延防止等重点措置										
日付		7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
新規陽性者数		36	92	107	146	68	69	107	70	172	264	249	229	286	231	146	257	372	364	385	457	375	255	259	515	702	637	697	609
(1) 新規陽性者数※1		69.0	72.1	77.3	87.7	88.0	87.4	89.3	94.1	105.6	128.0	142.7	165.7	196.7	214.4	225.3	237.4	252.9	269.3	291.6	316.0	336.6	352.1	352.4	372.9	421.1	457.1	491.4	524.9
(2) 陽性率※2		2.2%	2.4%	2.6%	3.2%	3.6%	3.4%	3.4%	3.5%	3.7%	4.4%	4.4%	4.5%	5.3%	5.8%	6.1%	6.4%	6.7%	7.0%	7.5%	8.2%	8.6%	9.8%	9.6%	9.8%	10.4%	10.9%	11.0%	11.3%
(3) 入院患者数※1		189.7	194.6	196.9	202.7	207.0	212.9	217.7	223.0	223.6	227.3	229.4	234.7	241.0	249.1	258.0	271.6	283.7	299.1	313.7	328.6	343.6	360.4	380.4	398.6	416.7	431.7	451.3	472.0
(参考1) 重症者数※1		11.7	11.3	10.6	10.1	10.0	9.9	9.7	9.9	9.6	9.4	9.1	8.9	8.9	8.9	9.0	9.3	9.6	10.4	11.0	11.4	11.9	12.1	13.0	14.6	15.6	17.6	19.6	21.7
(参考2) 新規高齢者数※1,※3		6.1	4.7	5.0	5.3	5.0	4.0	2.1	2.0	3.0	3.3	3.3	4.3	5.0	5.1	5.7	5.1	5.4	5.6	5.7	7.3	10.0	10.4	10.7	11.0	13.0	15.4	15.9	15.6

→緊急事態宣言（レッド）（緊急事態措置 8月27日～）

日付	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
新規陽性者数	567	965	1220	1221	1341	1439	1197	1054	1614	1811
(1) 新規陽性者数※1	569.4	670.3	771.0	845.1	945.7	1051.7	1135.7	1205.3	1298.0	1382.4
(2) 陽性率※2	10.8%	11.7%	12.6%							
(3) 入院患者数※1	495.4	514.7	537.1	560.0	586.4	607.4	626.0	644.1	663.1	681.0
(参考1) 重症者数※1	23.7	26.4	28.3	30.4	31.4	32.7	34.1	35.9	36.6	37.7
(参考2) 新規高齢者数※1,※3	17.3	19.0	22.3	23.3	24.1	25.9	26.0	26.1	28.4	31.4

指標（2021年8月5日時点から適用）

確保病床：1,570床
重症者用病床：170床

基準項目	注意（警戒）領域		危険領域	
	注意（グリーンゾーン）	警戒（イエローゾーン）	嚴重警戒（オレンジゾーン）	危険（レッドゾーン）
(1) 新規陽性者数（過去7日間の平均）	50人未満	50人	160人	260人
(2) 陽性率（過去7日間）（陽性者数／検査者数※1）	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%
(3) 入院患者数（過去7日間の平均）	235人未満	235人※3	314人※4	785人※5
参考項目				
入院患者のうち重症者数※2（過去7日間の平均）	25人未満	25人※3	34人※4	85人※5
新規陽性者うちの高齢者数（70歳以上）（過去7日間の平均）	7人未満	7人	22人	36人

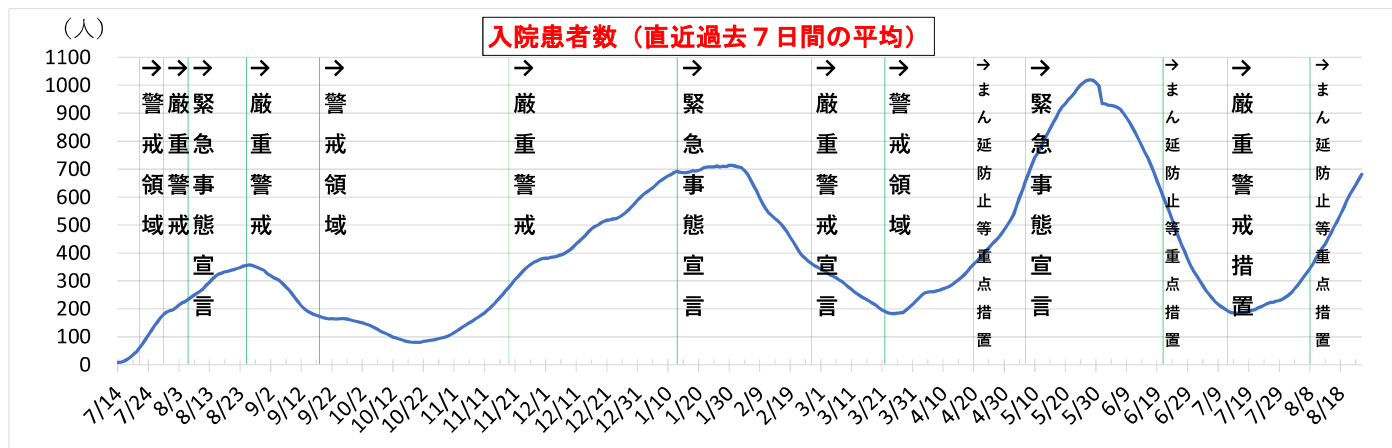
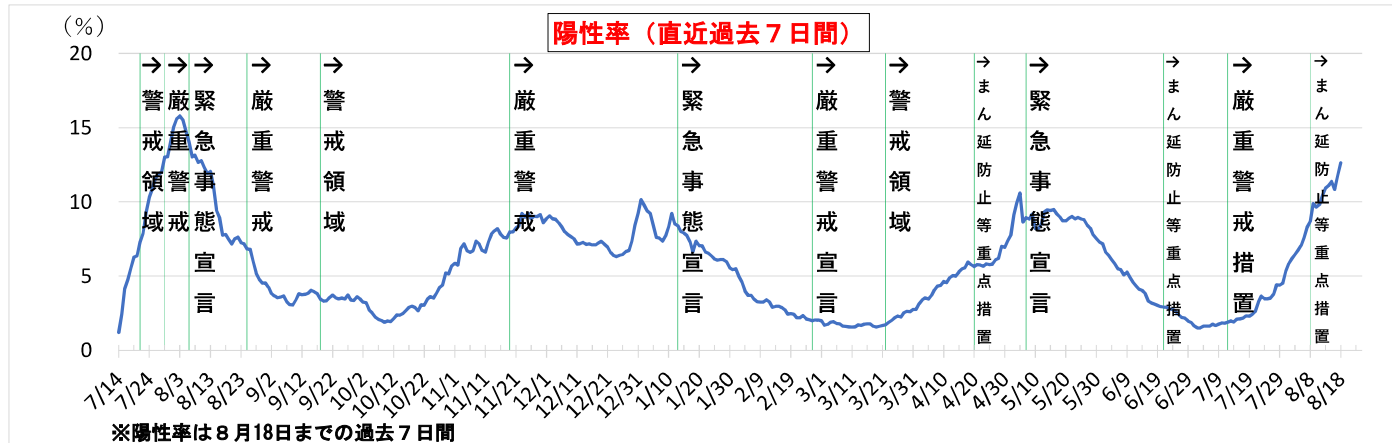
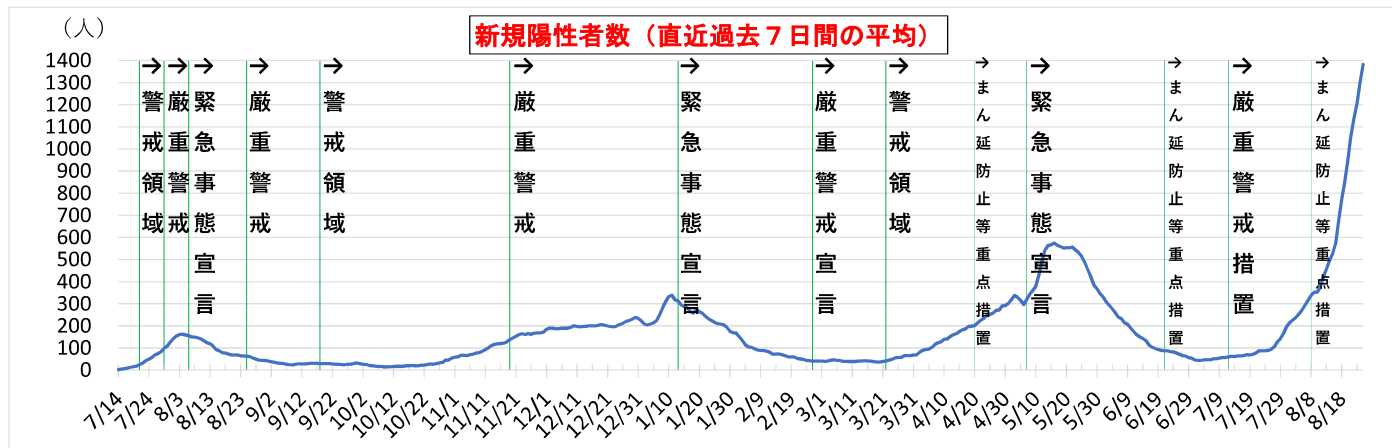
※1 陰性確認の検査を除いた人数。 ※2 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者。
※3 確保病床の15% ※4 確保病床の20% ※5 確保病床の50%

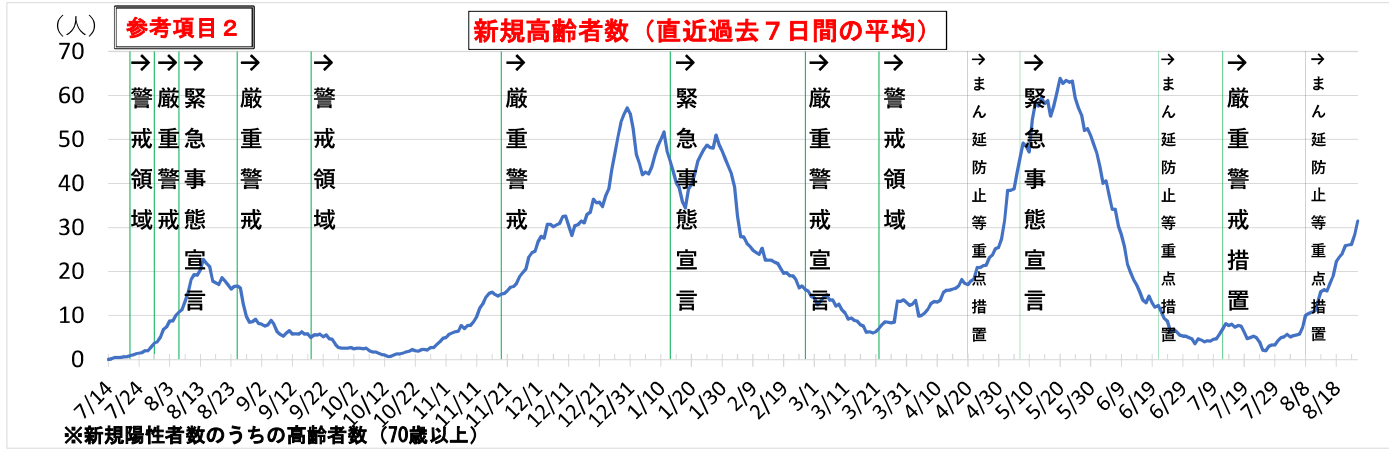
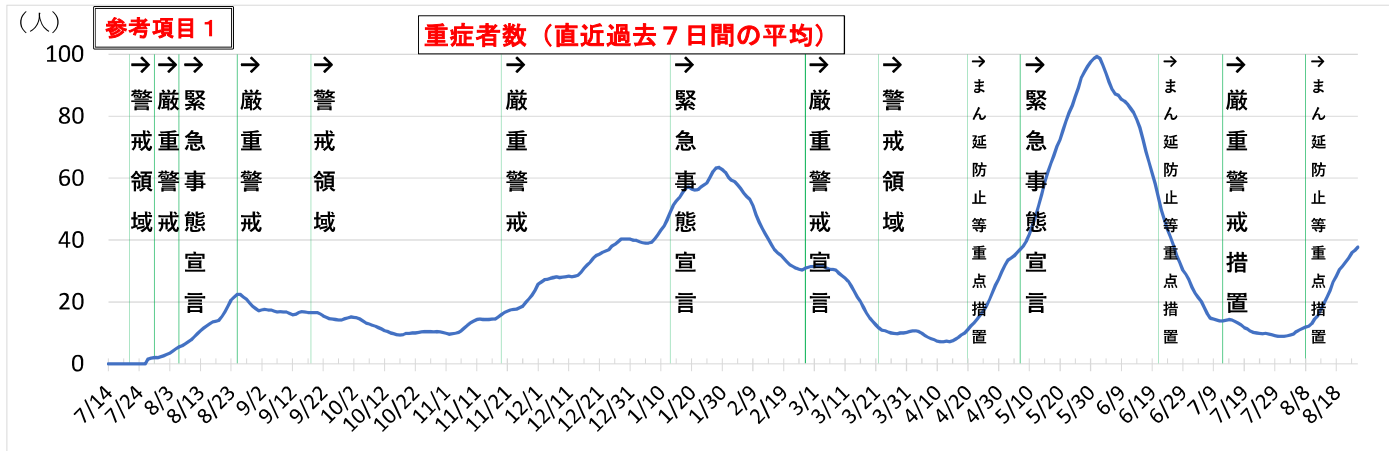
※1 直近過去7日間の平均 ※2 直近過去7日間 ※3 新規陽性者数うちの高齢者数（70歳以上）

指標の推移

2020年 2021年
(7月14日～8月25日)

警戒領域	7月21日～
警戒領域	7月29日～
緊急事態宣言	8月6日～
警戒領域	8月25日～
警戒領域	9月18日～
警戒領域	11月19日～
緊急事態宣言	1月13日～
(緊急事態措置)	1月14日～
警戒領域	2月26日～
(警戒措置)	3月1日～
警戒領域	3月22日～
まん延防止等重点措置	4月20日～
緊急事態宣言	5月7日～
(緊急事態措置)	5月12日～
まん延防止等重点措置	6月21日～
警戒領域	7月8日～
(警戒措置)	7月12日～
まん延防止等重点措置	8月8日～
緊急事態宣言	8月25日～
(緊急事態措置)	8月27日～





愛知県のワクチン接種の状況
(令和3年8月25日作成)

接種対象	1回目接種	2回目接種
医療従事者等への接種 [接種率母数：27万人]	412,625回 [152.82%]	360,304回 [133.45%]
うち		
医療従事者への接種 (7月21日時点)	268,832回	250,097回
高齢者施設従事者への接種 (7月30日時点)	64,081回	45,484回
大規模接種会場でのキャンセル枠(県・市) (8月24日時点実績)	79,712回	64,723回
一般接種全体(高齢者接種含む) (8月24日時点実績) [接種率母数：640万人]	3,215,375回 [50.24%]	2,489,654回 [38.90%]
参考(全人口計算) [接種率母数：757.5万人]	[42.44%]	[32.86%]
うち65歳以上の高齢者接種 (8月24日時点実績) [接種率母数：187.3万人]	1,695,558回 [90.52%]	1,658,858回 [88.56%]
合計(12歳以上) [接種率母数：667万人]	3,628,000回 [54.39%]	2,849,958回 [42.73%]
参考(全人口計算) [接種率母数：757.5万人]	[47.89%]	[37.62%]
(別掲)		
職域接種回数 (8月25日時点実績)	565,294回	302,327回
合計(12歳以上) [接種率母数：667万人]	4,193,294回 [62.87%]	3,152,285回 [47.26%]
参考(全人口計算) [接種率母数：757.5万人]	[55.35%]	[41.61%]

※ 接種回数は官邸ホームページ等より引用
 医療従事者等のうち、医療従事者の接種者数は、7月21日時点のV-SYS登録実績
 医療従事者等のうち、高齢者施設従事者の接種者数は、7月30日時点のV-SYS登録実績
 医療従事者等のうち、大規模接種会場でのキャンセル枠(県・市)は、8月24日時点の実績
 一般接種全体及び高齢者接種は、8月24日時点のVRS登録実績
 職域接種回数は、8月25日時点のV-SYS登録実績

【医療従事者等への接種実績について】

V-SYSの実績登録に関するシステムロックのため、医療従事者は7月21日、高齢者施設等の従事者は7月30日をもって、接種実績の更新は行われません。
 システムロック以降の実績については、接種券が届きVRSで登録が行われ次第、一般接種に計上されることとなります。

R & B ホテル名古屋新幹線口における 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の受入れについて

愛知県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のとおり、8月24日（火）から、新たに県内4か所目となる新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設を開設します。

記

1 対象施設

R & B ホテル名古屋新幹線口

（名古屋市中村区則武二丁目 2-13）

※一棟を借り上げるため、入所者が一般の方と接触することはありません。

2 開設日時

2021年8月24日（火）午後3時

3 室数

262室

4 対象者

新型コロナウイルス感染者のうち、無症状の方又は軽症者であって、医師が宿泊療養施設での療養が適当と判断した方

5 運営スタッフ

医師、看護師、生活支援スタッフ、県職員等

※医師の派遣については、愛知県医師会に御協力いただきます。

6 報道機関向け内覧会について

報道機関向けにR & Bホテル名古屋新幹線口の施設内の撮影機会を設けます。

(1) 集合日時

2021年8月24日(火) 午前10時

(2) 集合場所

R & Bホテル名古屋新幹線口 1階正面入口

(3) 内容

施設内を職員が案内し、撮影をしていただきます。(1時間程度)

(4) その他

- ・マスクの着用等、新型コロナウイルス感染防止対策に御協力ください。
- ・報道機関と分かるように、腕章などの着用をお願いします。また、密集を避けるため、最小限の人数でお願いします。
- ・撮影は職員の指示に従ってください。
- ・専用駐車場はありませんので、御注意ください。

7 案内図



8 その他

宿泊療養施設開設後の現地取材については、患者さんのプライバシーを侵害するおそれがあることなどから、お控えくださるよう御協力をお願いします。

<参考>

既存運営施設 (所在地)	室数	開設時期
東横 INN 名古屋名駅南 (名古屋市中村区名駅南 2-3-30)	805室	2020年8月
東横 INN 三河安城駅新幹線南口Ⅱ (安城市三河安城南町 1-15-2)	246室	2020年12月
豊川グランドホテル (豊川市市田町東堤上 1-66)	58室	2020年12月

東横 I N N 三河安城駅新幹線南口 I における 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の受入れ再開について

愛知県では、東横 I N N 三河安城駅新幹線南口 I について、2020 年 4 月 29 日（水・祝）から新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設としていましたが、感染者の減少に伴い 2020 年 6 月 10 日（水）に受入れを終了したところです。

しかしながら、現下の感染者の増加に伴い、現在運用中の東横イン三河安城駅新幹線南口 II に加え、下記のとおり、2021 年 8 月 31 日（火）から東横 I N N 三河安城駅新幹線南口 I において新型コロナウイルス感染症の軽症者等の受入れを再開します。

記

1 対象施設

東横 I N N 三河安城駅新幹線南口 I
（安城市三河安城南町 1-15-12）

※一棟を借り上げるため、入所者が一般の方と接触することはありません。

2 開設日

2021 年 8 月 31 日（火）

3 入所室数

1 4 3 室

4 対象者

新型コロナウイルス感染者のうち、無症状の方又は軽症者であって、医師が宿泊療養施設での療養が適当と判断した方

5 運営スタッフ

医師、看護師、生活支援スタッフ、県職員等

※医師の派遣については、愛知県医師会に御協力いただきます。

6 案内図



7 その他

宿泊療養施設開設後の現地取材については、患者さんのプライバシーを侵害するおそれがあることなどから、お控えくださるよう御協力をお願いします。

<参考>

既存運営施設（所在地）	室数	開設時期
東横 INN 名古屋名駅南 （名古屋市中村区名駅南 2-3-30）	805室	2020年8月
東横 INN 三河安城駅新幹線南口II （安城市三河安城南町 1-15-2）	246室	2020年12月
豊川グランドホテル （豊川市市田町東堤上 1-66）	58室	2020年12月
R & B ホテル名古屋新幹線口 （名古屋市中村区則武 2-2-13）	262室	2021年8月
合計	1,371室	

新型コロナワクチン大規模集団接種会場の開設期間延長について

参考資料5

大規模集団接種会場		名古屋空港ターミナルビル (豊山町)	藤田医科大学 (豊明市)	愛知医科大学メディカルセンター (岡崎市)	藤田医科大学岡崎医療センター (岡崎市)	JA愛知厚生連安城更生病院 (安城市)	バンテリンドームナゴヤ (名古屋市東区)	※豊橋中央 (豊橋市)
開期	現行	5月24日(月)～9月30日(木)		7月3日(土)～9月30日(木)		7月3日(土)～9月26日(日)	7月5日(月)～9月30日(木)	7月10日(土)～9月30日(木)
	延長分	10月1日(金)～11月21日(日)		10月1日(金)～11月19日(金)		10月2日(土)～11月14日(日)	10月4日(月)～11月17日(水)	10月1日(金)～11月25日(木)
接種規模		1日2,000人	1日1,000人	(土日)1日1,000人 (平日)1日500人	1日1,000人	1日1,000人 (土日のみ)	1日800人 (イベント日を除く)	1日800人 (500人→800人)
対象自治体		名古屋市・一宮市・春日井市・津島市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市・岩倉市・清須市・北名古屋市・豊山町・大口町・扶桑町・大治町	名古屋市・刈谷市・常滑市・東海市・大府市・知多市・知立市・豊明市・日進市・みよし市・東郷町・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町	岡崎市・豊田市・知立市・みよし市	岡崎市・安城市・西尾市・蒲郡市・幸田町	碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市	名古屋市・瀬戸市・春日井市・尾張旭市・長久手市	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
接種	開設時間(予定)	9時～21時 <12時間>	12時～22時 <10時間>	(土日)10時～19時 <9時間> (平日)13時～20時 <7時間>	(土日)9時～17時 <8時間> (平日)12時～20時 <8時間>	9時～17時 <7時間>	9時～17時 <7時間>	11時～20時 <8時間>
	医師・看護師等の確保	県がんセンターの医師・看護師等の他、大学病院・公的病院からの医師・看護師等	藤田医科大学病院の医師・看護師等	愛知医科大学メディカルセンターの医師・看護師等	藤田医科大学岡崎医療センターの医師・看護師等	JA愛知厚生連の医師・看護師等	民間会社からの紹介による医師・看護師等	
体制	予約の方法	対象自治体の予約システムで対応						
	交通手段	会場最寄り駅からシャトルバスを運行(自家用車の駐車場も用意) ただし、バンテリンドームナゴヤ会場及び豊橋中央会場は、公共交通機関(自家用車の駐車場も用意)						
	使用ワクチン	モデルナ社製ワクチン						
接種回数(延長分)		90,000回	34,000回	24,000回	32,700回	8,800回	9,800回	37,000回

延長分における接種回数：236,300回 総接種回数(現行及び延長分)：858,120回 ※9月5日(日)から東三河総合庁舎に移転



SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」に資する取組です。

妊婦に対する新型コロナワクチン接種について

日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会及び日本産婦人科感染症学会は合同で、8月14日、妊婦に対する新型コロナワクチン（メッセンジャーRNA ワクチン）の接種を勧めるメッセージを公表しました。その中で、妊婦は感染すると重症化のリスクが高いとされているとして、妊娠中の時期を問わずワクチンを接種することを勧めているほか、妊婦が感染する場合の8割は夫又はパートナーからの感染だとして妊婦の夫又はパートナーの接種も勧めています。

こうした動きを踏まえ、愛知県では、下記のとおり、妊婦及びその夫又はパートナーに対するワクチン接種を進めていく取組を実施しますので、お知らせします。

記

1 妊婦及び医療機関からの相談に対する総合窓口の開設

電話番号：052-954-6272

受付時間：午前9時から午後5時30分まで

（土曜日・日曜日・祝日を含む毎日）

2 県の大規模集団接種会場での優先的接種機会の提供

- ・ 妊婦（夫又はパートナーを含む。以下同じ。）がワクチン接種を希望する場合、県の大規模集団接種会場において、予約の有無に関わらず、ワクチン接種を受けられる機会を提供します。
- ・ ただし、接種に当たっては、あらかじめ健診先の医師に接種の相談をしていただくことを前提とします。（医師の承諾文書の提出は不要ですが、予診時の確認のため、母子手帳やお薬手帳等の持参をお願いします。）

3 市町村等に対する協力要請

市町村、愛知県医師会及び愛知県病院協会に対して、以下のとおり協力要請をすることとしています。

- ・ 妊婦に対して、ワクチン接種を勧奨すること
- ・ 市町村の個別接種及び集団接種会場において、妊婦が優先的にワクチン接種を受けられる機会を提供すること

令和3年8月14日

妊産婦のみなさまへ

日本産科婦人科学会 木村正
日本産婦人科医会 木下勝之
日本産婦人科感染症学会 山田秀人

—新型コロナウイルス（メッセンジャーRNA）ワクチンについて（第2報）—

昨今、新型コロナウイルスが若年者を中心に急速に感染拡大し、多くの妊婦さんの感染も確認されています。一方で、新型コロナウイルス（メッセンジャーRNA）ワクチンは、高齢者に限らず基礎疾患を持つ者、それ以外の者へと順次拡大されております。

- ① アメリカ疾病対策センター（CDC）は妊婦さんへのワクチン接種を強く推奨する声明を出しています。
わが国においても、妊婦さんは時期を問わずワクチンを接種することをお勧めします。
- ② 妊婦が感染する場合の約8割は、夫やパートナーからの感染です。
そこで、妊婦の夫またはパートナーの方は、ワクチンを接種することをお願いします。

なお、このお知らせは、最新の知見に基づいて6月17日のお知らせを更新するものです。

1. 妊娠中、特に妊娠後期に新型コロナウイルスに感染すると、重症化しやすいとされています。
2. 全国的に感染地域が拡大し、感染の多い地域では感染拡大が過去にない拡大となっています。そのような地域にお住まいの方や、糖尿病、高血圧、気管支喘息などの基礎疾患を合併している方は、ぜひ接種をご検討ください。
3. 副反応に関し、妊婦さんと一般の人に差はありませんが、発熱した場合には早めに解熱剤を服用するようにしてください。アセトアミノフェンは内服していただいて問題ありませんので頭痛がある場合も内服してください。
4. 副反応の有無にかかわらず、妊娠の異常（流産、早産、その他）の頻度はワクチンを打たなかった妊婦と同じであると報告されています。

なお、接種を希望される場合は、以下の点にご留意ください。

- 新型コロナワクチン接種の予診票には、「現在妊娠している可能性はありますか。または授乳中ですか。」という質問がありますので、「はい」にチェックし、あらかじめ健診先の医師に接種の相談をしておきましょう。接種してよいと言われていれば、その旨を接種会場の問診医に伝えて、接種を受けてください。
- 妊娠中の方は、里帰り先の住民票と異なる居住地の産科医療施設で接種を受ける場合「住所地外接種届」の提出は不要です（接種場所により届け出が必要になることもあるので、里帰り先の行政機関にお問い合わせください）。
- 予定された2回のワクチンを接種しても、これまでと同様に感染予防策（適切なマスク使用、手洗い、人込みを避けるなど）は続けてください。

3感対第1604号
令和3年8月23日

各 市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事
(公 印 省 略)

妊婦に対する新型コロナワクチン接種について（依頼）

日頃から本県の新型コロナワクチンの接種体制整備に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会及び日本産婦人科感染症学会は合同で、8月14日、別添のとおり妊婦に対する新型コロナワクチン（メッセンジャーRNA ワクチン）の接種を勧めるメッセージを公表しました。その中で、妊婦は感染すると重症化のリスクが高いとされているとして、妊娠中の時期を問わずワクチンを接種することを勧めているほか、妊婦が感染する場合の8割は夫又はパートナーからの感染だとして妊婦の夫又はパートナーの接種も勧めています。

こうした動きを踏まえ、愛知県では、下記のとおり妊婦（夫又はパートナーを含む。以下同じ。）に対するワクチン接種を進めていく取組を実施します。つきましては、市町村においても、妊婦へのワクチン接種の体制整備に御協力をお願いいたします。

なお、別紙のとおり、県医師会、県病院協会及び県産婦人科医会へも依頼しておりますので、御承知ください。

記

1 愛知県の取組

① 妊婦及び医療機関からの相談に対応する総合窓口の開設

電話番号：052-954-6272

受付時間：午前9時から午後5時30分まで

（土曜日・日曜日・祝日を含む毎日）

② 県の大規模集団接種会場での優先的接種機会の提供

妊婦のワクチン接種については、かかりつけ医への事前相談が前提となることから、かかりつけ医での接種が基本となるが、当該医療機関が接種医療機関となっていない場合もあること、また、接種医療機関となっても、接種の予約が取りづらい状況にあります。

そうした、お住まいの地域で接種が難しい妊婦に対して、県の大規模集団接種会場では、予約の有無に関わらず、優先的にワクチン接種を受けられる機会を提供します。

2 市町村への依頼事項

- ① 各市町村にお住まいの妊婦に対して、県が開設する総合窓口の活用を周知すること。
- ② 各市町村にお住まいの妊婦に対して、ワクチン接種を勧奨する周知を行うこと。
- ③ 各市町村にお住まいの妊婦に対して、県の大規模集団接種会場で優先的に接種を受けられることを周知すること。
- ④ 市町村の個別接種及び集団接種会場において、妊婦が優先的にワクチン接種を受けられる機会を提供すること。

担当 感染症対策局感染症対策課
ワクチン接種体制整備室

3 感対第 1 6 2 2 号
令和 3 年 8 月 2 5 日

各新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関の長 様

愛知県知事 大村 秀章

新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ促進及び、医師が延期
可能と判断した入院・手術の一時延期について（依頼）

日頃は本県の感染症対策の推進につきまして、格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

貴院におかれましては、県民の生命と健康を守るため、積極的に患者を受け入れていただき、また、医療従事者の皆様には疲労が蓄積する中で献身的に御尽力いただいていることに心より感謝申し上げます。

さて、本県の新型コロナウイルス感染状況は、デルタ株への置き換わりが進む中、新規陽性者数の 7 日平均が、8 月 2 4 日現在 1, 2 9 8 人となるなど、これまでにない規模で感染が拡大していることから、本日、緊急事態宣言が本県に対し発出されました。

また、確保病床に対する入院患者数は 7 0 0 人を超え、更に増加傾向となっており、今後、入院が必要な患者に適切な医療が提供できず、県民の生命に関わる事態も危惧されます。

つきましては、県民の生命を守る上で必要な医療体制を確保するため、各患者受入医療機関におかれましては、直ちに下記のとおり御協力をお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ促進について

(1) 各医療機関における陽性患者の受入人数は、疑い患者受入協力医療機関等の区分を問わず、最大確保病床の 85%（国のシミュレーションにおける病床稼働率の想定値）以上とするようお願いいたします。

また、重症患者用病床については、100%の受け入れをお願いします。

(2) 入院調整時、受け入れが困難な場合は、その理由について調整担当者に具体的な御説明をお願いいたします（今後の体制整備の参考にさせていただきます。）。

(3) 既に最大確保病床の 85%を上回って入院患者を受け入れている医療機関におかれましては、引き続き患者受け入れをお願いいたします。

2 医師が延期可能と判断した入院・手術の一時延期について

県民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症患者の外来・入院機能の強化及び、救急医療体制を堅持する必要があります。

つきましては、2か月程度の緊急的な対策として、入院・手術のうち、良性疾患手術や検査、機能改善等を目的とし、医師が延期可能と判断したものについて実施を一時延期し、新型コロナウイルス感染症患者対応に必要な人員を確保するように要請します。

なお、救急病態や悪性腫瘍など時間の猶予がない疾患対応は継続してください。

担 当 感染症対策局感染症対策課
医療体制整備室体制整備グループ

延期できる可能性がある入院・手術の例

○本表は、延期を検討するための例示で、該当疾患の延期を一律に求めるものではありません。

診療科名	疾患名・手術名	診療科名	疾患名・手術名	
消化器科	ポリープ切除	眼科	緊急以外の手術(白内障、緑内障、網膜前膜、眼瞼下垂症修正術その他眼科全般)	
	EMR(内視鏡的粘膜切除術)	耳鼻咽喉科	慢性副鼻腔炎	
	胃ろう造設		鼻中隔矯正手術	
	C型肝炎DAA治療		良性腫瘍手術	
	非重症のIBD(炎症性腸疾患)	神経内科	変性疾患の治療	
循環器科・心臓血管外科	アブレーション等	皮膚科	良性腫瘍	
	ペースメーカー・ICD交換等		皮膚・皮下腫瘍切除術	
	心不全等のない弁膜症手術		軟部腫瘍摘出術	
	下肢静脈瘤に対する諸手術	泌尿器科	前立腺生検	
外科	鼠径ヘルニア		尿管結石	
	胆石症		経尿道的前立腺切除術	
	総胆管結石内視鏡手術		陰嚢水腫根治術	
	待機的虫垂炎手術		環状切除術	
	体表の良性腫瘍手術		良性疾患対応	
	無症状胆石の手術		腎移植	
	痔核摘出手術等	婦人科	婦人科良性腫瘍手術(子宮筋腫や子宮内膜症など薬物療法で手術を延期できる疾患)	
整形外科	脊椎椎間板ヘルニア		子宮筋腫の子宮全摘	
	骨折後の抜釘		卵巣良性腫瘍	
	変形性膝関節症		円錐切除	
	椎弓形成術	呼吸器内科	SAS(睡眠時無呼吸症候群)精査	
	骨内遺物除去術		HOT・NPPV(在宅酸素療法,非侵襲的陽圧換気)導入	
	人工膝関節置換術	歯科	抜歯	
	人工関節手術		埋伏智歯	
	関節鏡	腎臓内科	腎生検	
	ミエログラフィー(脊髄腔造影)		その他・全般	検査入院
	スポーツ整形			局所麻酔
緊急外傷手術以外	原発性副甲状腺機能亢進症			
形成外科	外傷後の緊急を除く形成外科全般	腺腫様甲状腺腫		
脳神経外科	待機的内頸動脈瘤手術	良性疾患・良性腫瘍		
呼吸器外科	肺がん(上皮内がん)		シャントPTA	
	気胸		その他医師が延期できると判断するもの	

(神奈川県作成)